

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日（火）第3199号の16



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（※）

（農業経済課取扱い） 1

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 規 則 第 29 号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成19年鹿児島県規則第46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第44条」に，「第 6 章 雑則（第46条—第50条）」を「第 6 章 組織
第 7 章 雑則変更（第45条・第46条）
（第47条—第51条）」に改める。

第 3 条 を 次 の よう に 改 め る 。

（団体協約の締結の報告）

第 3 条 組 合 は ， 法 第 10 条 第 1 項 第 14 号 の 規 定 に よ る 団 体 協 約 の 締 結 を し た と き は ， 速 や か に
別記第 1 号様式の報告書に当該協約書の写しを添えて，知事に提出しなければならない。第 4 条 第 3 号 中 「第30条の 2 第 4 項」を「第30条の 2 第 5 項」に，「議決した」を「決議し
た」に改める。

第 6 条 中 「第 3 条 の 5 第 5 項 だ じ し 書」を「第32条第 5 項 だ じ し 書」に改める。

第 9 条 中 「第 11 条 の 4 第 1 項 だ じ し 書」を「第 11 条 の 8 第 1 項 だ じ し 書」に改める。

第 10 条 中 「第 11 条 の 5 だ じ し 書」を「第 11 条 の 9 だ じ し 書」に改める。

第 11 条 第 1 項 中 「第 11 条 の 7 第 1 項」を「第 11 条 の 17 第 1 項」に，同条第 2 項 及 び 第 3 項 中
「第 11 条 の 7 第 3 項」を「第 11 条 の 17 第 3 項」に改め，同条第 4 項 中 「第 11 条 の 7 第 4 項」を
「第 11 条 の 17 第 4 項」に改める。第 12 条 第 1 項 中 「第 11 条 の 23 第 1 項」を「第 11 条 の 42 第 1 項」に改め，同条第 2 項 中 「第 11
条 の 23 第 3 項」を「第 11 条 の 42 第 3 項」に改め，同条第 3 項 中 「第 11 条 の 23 第 3 項」を「第 11
条 の 42 第 4 項」に，「の承認を受けようとする」を「をした」に，「別記第12号様式の申請書」
を「別記第12号様式の 2 の届出書」に改め，同項を同条第 4 項とし，同条第 2 項の次に次の 1
項を加える。3 農 業 協 同 組 合 は ， 法 第 11 条 の 42 第 4 項 の 規 定 に よ る 信 託 規 程 の 変 更 を し た と き は ， 別 記 第
12号様式の 2 の届出書に前項各号に掲げる書類を添えて，知事に提出しなければならない。

第 13 条 第 2 項 中 「第 11 条 の 27 第 1 号」を「第 11 条 の 46 第 1 号」に改める。

第 14 条 第 17 項 中 「第 11 条 の 26」を「第 11 条 の 45」に改める。

第 15 条 第 1 項 中 「第 11 条 の 29 第 1 項」を「第 11 条 の 48 第 1 項」に改め，同条第 2 項 中 「第 11
条 の 29 第 3 項」を「第 11 条 の 48 第 3 項」に改め，同条第 3 項 中 「第 11 条 の 29 第 3 項」を「第 11
条 の 48 第 4 項」に，「の承認を受けようとする」を「をした」に，「別記第18号様式の申請書」

を「別記第18号様式の2の届出書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 組合は、法第11条の48第4項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更をしたときは、別記第18号様式の2の届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第16条第1項中「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に改め、同項第5号中「第11条の31第3項又は第4項に定める」を「第11条の50第3項又は第4項の規定による」に、「に定める議決」を「の規定による決議」に、「その議決」を「その決議」に改め、同条第2項中「第11条の32第3項」を「第11条の51第3項」に改め、同条第3項中「第11条の32第3項」を「第11条の51第4項」に、「の承認を受けようとする」を「をした」に、「別記第19号様式の申請書」を「別記第19号様式の2の届出書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 組合は、法第11条の51第4項の規定による農業経営規程の変更をしたときは、別記第19号様式の2の届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第17条中「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書」に改める。

第18条中「第97条の2第1号」を「第97条第1号」に改める。

第19条第1項中「第97条の2第3号」を「第97条第3号」に改め、同条第2項中「第97条の2第4号」を「第97条第4号」に改める。

第20条中「第97条の2」を「第97条」に改める。

第21条中「第232条第6項」を「第232条第5項」に改める。

第22条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 組合は、会計監査人を選任し、又は解任したときは、別記第27号様式の2の報告書に総会の議事録抄本を添えて、知事に提出しなければならない。

第22条に次の1項を加える。

5 監事は、法第39条第2項の一時会計監査人の職務を行うべき者を選任したときは、別記第29号様式の2の報告書を知事に提出しなければならない。

第24条中「議決」を「決議」に改める。

第25条第1項第2号中「第40条の2」を「第41条」に改める。

第26条に次の1項を加える。

2 組合の組合員その他の利害関係人は、法第40条第3項の規定により一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、別記第35号様式の請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 代表理事が欠けるに至った経緯等を記載した書類

(2) 損害を生ずる理由及びその内容を記載した書類

(3) 請求人と組合との関係を証する書類

第30条第1項及び第31条中「第97条の2」を「第97条」に改める。

第33条中「第64条第3項」を削る。

第34条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「議決」を「決議」に改め、同項第4号中「議決」を「決議」に、「及び」を「又は」に改め、同項第5号中「議決した」を「決議した」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第64条第1項第3号」を「第64条第1項第1号（法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合に係るものを除く。）、第3号」に、「又は同条第4項若しくは第7項」を「第5項又は第7項第3号」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「第64条第4項」を「第64条第5項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「役員名簿」の次に「（法第64条第1項第1号の規定により解散した場合を除く。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号中「残高試算表」の次に「（法第64条第1項第1号の規定により解散した場合を除く。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第64条第1項第1号の規定により解散した場合にあっては、解散を決議した総会の議事録抄本及び解散の登記に係る登記事項証明書

第34条の次に次の2条を加える。

（事業を廃止していない旨の届出）

第34条の2 組合は、法第64条の2第1項及び農林水産省令第208条の2の規定による事業を廃止していない旨の届出をしようとするときは、別記第48号様式の2の届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業を廃止していない旨を記載した書類
- (2) 最近における財産目録又は貸借対照表
- (3) 第2号の財産目録又は貸借対照表を承認した総会の議事録抄本
- (4) 定款
- (5) 役員名簿
- (6) 組合員名簿

（組合の継続の届出）

第34条の3 組合は、法第64条の3第3項及び農林水産省令第208条の3の規定による組合の継続の届出をしようとするときは、総会の決議後2週間以内に別記第48号様式の3の届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 継続を決議した総会の議事録抄本
- (2) 継続の登記に係る登記事項証明書

第35条の見出しを「（合併及び新設分割の認可申請）」に改め、同条第1項第2号中「議決した」を「決議した」に改め、同項第4号中「法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した」を「農林水産省令第180条第2項において準用する同条第1項に規定する」に、「及び」を「又は」に改め、同項第6号中「議決した」を「決議した」に改め、同条に次の1項を加える。

3 組合は、法第70条の3第3項の規定による新設分割の認可を受けようとするときは、別記第50号様式の2の申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 新設分割を決議した総会の議事録抄本
- (3) 新設分割計画
- (4) その他知事が必要と認める書類

第36条第2号ア中「法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第1項」を「農林水産省令第180条第2項において準用する同条第1項」に、「及び」を「又は」に改め、同条第4号中「議決した」を「決議した」に改める。

第37条の見出し中「登記済」を「登記完了」に改め、同条中「設立又は合併」を「組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定に基づき、設立、解散、合併又は清算終了」に改める。

第38条中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改める。

第39条中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改める。

第40条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定による農事組合法人の事業を廃止していない旨の届出は、別記第55号様式の2の届出書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款
- (3) 組合員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 総会の議事録抄本
- (6) 事業報告書等
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項の規定による農事組合法人の継続の届出は、別記第55号様式の3の届出書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 継続を決議した総会の議事録抄本
- (2) 継続の登記に係る登記事項証明書

第41条第1項中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、同項第1号中「議決」を「決議」に改め、同条第2項中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改める。

第42条中「第72条の12の6」を「第72条の22」に改める。

第43条中「第72条の12の8第3号」を「第72条の24第3号」に改める。

第44条中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改める。

第45条を削る。

第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第48条中「議決」を「決議」に改め、同条を第49条とし、第47条を第48条とする。

第46条中「法」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第1条の規定による改正前の法」に改め、同条を第47条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 組織変更

（株式会社への組織変更の届出）

第45条 組合又は農事組合法人は、法第73条の10及び農林水産省令第223条の規定による組織変更の届出をしようとするときは、別記第61号様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 組織変更計画
- (2) 組織変更計画を承認した総会の議事録抄本
- (3) 組織変更の登記に係る登記事項証明書

（一般社団法人への組織変更の届出）

第46条 組合又は農事組合法人は、法第80条において準用する法第73条の10及び農林水産省令第223条の規定による組織変更の届出をしようとするときは、別記第61号様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 組織変更計画
- (2) 組織変更計画を承認した総会の議事録抄本
- (3) 組織変更の登記に係る登記事項証明書

別記第1号様式中「契約等締結報告書」を「団体協約締結報告書」に「〔第10条第1項第14号の規定による団体協約 第19条第1項の規定による契約〕」を「第10条第1項第14号の規定による団体協約」に、「〔当該協約書の写し 当該契約書の写し〕」を「当該協約書の写し」に改める。

別記第4号様式中「第3条の5第5項ただし書」を「第32条第5項ただし書」に改める。

別記第5号様式中「議決」を「決議」に改める。

別記第8号様式中「第11条の4第1項ただし書」を「第11条の8第1項ただし書」に、「第11条の4第2項後段」を「第11条の8第2項後段」に改める。

別記第9号様式中「第11条の5ただし書」を「第11条の9ただし書」に改める。

別記第10号様式中「議決」を「決議」に、「第11条の7」を「第11条の17」に改める。

別記第11号様式中「第11条の7第4項」を「第11条の17第4項」に改める。

別記第12号様式中「廃止する」を削り、「議決」を「決議」に、「第11条の23」を「第11条の42」に改め、「規程廃止」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

第12号様式の2 (第12条関係)

鹿児島県知事 殿

番 号
年 月 日

届出者 所在地
名 称
代表者の職及び氏名 印

信託規程 (変更 廃止) 届出書

年 月 日開催の〔総会 総代会〕において、信託規程を〔変更する 廃止する〕決議を行ったので、農業協同組合法第11条の42第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第13号様式中「第11条の27」を「第11条の46」に改める。

別記第18号様式中「 廃止する」を削り、「議決」を「決議」に、「第11条の29」を「第11条の48」に改め、「 規程廃止」を削り、同様式の次に次の1 様式を加える。

第18号様式の2 (第15条関係)

鹿児島県知事 殿

番 号
年 月 日

届出者 所在地
名 称
代表者の職及び氏名 印

宅地等供給事業実施規程 (変更 廃止) 届出書

年 月 日開催の〔総会 総代会〕において、宅地等供給事業実施規程を〔変更する 廃止する〕決議を行ったので、農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第19号様式中「 廃止する」を削り、「議決」を「決議」に、「第11条の32」を「第11条の51」に改め、「 規程廃止」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

第19号様式の2 (第16条関係)

鹿児島県知事 殿

番 号
年 月 日

届出者 所在地
名 称
代表者の職及び氏名 印

農業経営規程 (変更 廃止) 届出書

年 月 日開催の〔総会 総代会〕において、農業経営規程を〔変更する 廃止する〕決議を行ったので、農業協同組合法第11条の51第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第20号様式中「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書」に改める。
別記第21号様式中「第97条の2第1号」を「第97条第1号」に改める。
別記第22号様式中「第97条の2第3号」を「第97条第3号」に改める。
別記第23号様式から別記第25号様式までの規定中「第97条の2」を「第97条」に改める。
別記第26号様式中「第232条第6項」を「第232条第5項」に改める。
別記第27号様式の次に次の1様式を加える。

第27号様式の2 (第22条関係)

鹿児島県知事 殿

番 号
年 月 日

報告者 所在地
名 称
代表者の職及び氏名 印

会計監査人 (選任 解任) 報告書

次のとおり会計監査人を〔選任 解任〕したので、農業協同組合法施行細則第22条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

氏 名	選 任 年 月 日	解 任 年 月 日	解 任 の 理 由
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

別記第28号様式中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改める。

別記第29号様式中「第22条第3項」を「第22条第4項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第29号様式の2 (第22条関係)

鹿児島県知事 殿

番 号
年 月 日

報告者 所在地
名 称
監事の氏名

印

一時会計監査人選任報告書

次のとおり一時会計監査人の職務を行うべき者を選任したので、農業協同組合法施行細則第22条第5項の規定により、関係書類を添えて報告します。

一時会計監査人の職務を行うべき者の氏名及び選任年月日

別記第35号様式中「第40条第1項」を「第40条第 項」に改め、「監事の職務を行うべき者）」を「代表理事（監事）の職務を行うべき者」に改める。

別記第42号様式及び別記第44号様式中「第97条の2」を「第97条」に改める。

別記第46号様式中「第64条第3項において準用する同法第61条第2項後段 第65条第3項において準用する同法第61条第2項後段」を「第65条第3項において準用する同法第61条第2項後段」に改める。

別記第47号様式中「議決」を「決議」に改める。

別記第48号様式中「第1項第3号（第4号） 第4項」を「第1項（第1号 第3号 第4号） 第5項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第48号様式の2 (第34条の2 関係)

鹿児島県知事 殿

番 号
年 月 日届出者 所在地
名 称
代表者の職及び氏名 印

組合の事業を廃止していない旨の届出書

農業協同組合法第64条の2 第1項の規定により、組合の事業を廃止していない旨を関係書類を添えて届け出ます。

第48号様式の3 (第34条の3 関係)

鹿児島県知事 殿

番 号
年 月 日届出者 所在地
名 称
代表者の職及び氏名 印

組合の継続の届出書

当組合は、農業協同組合法第64条の3 第1項の規定により組合を継続するため、関係書類を添えて届け出ます。

別記第50号様式の次に次の1様式を加える。

第50号様式の2 (第35条関係)

鹿児島県知事 殿

番 号
年 月 日

申請者 所在地
名 称
代表者の職及び氏名 印

新設分割の認可申請書

農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、新設分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 別記第51号様式中「議決」を「決議」に改める。
- 別記第52号様式中「合併」を「解散 合併 清算終了」に改める。
- 別記第53号様式中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改める。
- 別記第54号様式中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改める。
- 別記第55号様式中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第55号様式の2 (第40条関係)

鹿児島県知事 殿

番 年 月 日 号

届出者 所在地
名 称
代表者の職及び氏名 印

農事組合法人の事業を廃止していない旨の届出書

農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第64条の2第1項の規定により、農事組合法人の事業を廃止していない旨を関係書類を添えて届け出ます。

第55号様式の3 (第40条関係)

鹿児島県知事 殿

番 年 月 日 号

届出者 所在地
名 称
代表者の職及び氏名 印

農事組合法人の継続の届出書

当法人は、農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第64条の3第1項の規定により、農事組合法人を継続するため、関係書類を添えて届け出ます。

別記第56号様式及び別記第57号様式中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改める。

別記第58号様式中「第72条の12の5」を「第72条の22」に改める。

別記第59号様式中「第72条の12の8第3号」を「第72条の24第3号」に改める。

別記第60号様式中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改める。

別記第61号様式を次のように改める。

第61号様式 (第45条, 第46条関係)

鹿児島県知事 殿

番 号
年 月 日

届出者 所在地
名 称
代表者の職及び氏名 印

組織変更の届出書

〔株式会社 一般社団法人〕に組織を変更したので、農業協同組合法施行規則第223条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第62号様式中「第46条関係」を「第47条関係」に改め、「第46条の」を「第47条の」に改める。

別記第63号様式中「第48条関係」を「第49条関係」に改める。

別記第64号様式中「第48条関係」を「第49条関係」に、「議決」を「決議」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1 日から施行する。